○環境省告示第九十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、アノリス・カロリネンシス（グリーンアノール）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十六号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、プロトボトロプス・ムクロスカマトゥス（タイワンハブ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ブフォ・マリヌス（オオヒキガエル）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、イクタルルス・プンクタトゥス（チャネルキャットフィッシュ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第九十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ギュムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ラトロデクトゥス・ハセルティイ（セアカゴケグモ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス（ブラジルチドメグサ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ギュムノコロニス・スピラントイデス（ミズヒマワリ）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、フクロギツネ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ハリネズミ属全種等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百六号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ガビチョウ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ブラウンアノール等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、タイワンスジオの防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、キューバズツキガエル等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ウシガエル等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ノーザンパイク等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第百十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、カダヤシ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。